

# 調布市印刷物等に掲載する有料広告の取扱いに関する要綱

平成17年3月1日

要綱第13号

改正 平成19年3月30日要綱第38号 平成20年11月28日要綱第151号

## 第1 趣旨

この要綱は、自主財源確保の一環として、市が発行等する印刷物等に掲載する有料の広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## 第2 広告掲載の対象とする印刷物等

市民への配布等を目的とした次の各号に掲げる印刷物等（以下「印刷物等」という。）には、広告を掲載するよう努めるものとする。ただし、市長が広告を掲載することが適当でないとするものについては、広告を掲載することができない。

- (1) 市が発行する調布市報、パンフレット等の刊行物及び印刷物
- (2) 市が郵送用又は配布用として使用する封筒
- (3) 市のホームページ
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告の掲載が可能と認められるもの

## 第3 掲載する広告の範囲

印刷物等に掲載できる広告は、市民生活に関連したものであり、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 社会問題に関する主義主張に関するもの
- (5) 意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に関するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載する広告として適当で

ないと認めるもの

#### 第4 広告の掲載順序

広告の掲載の希望が同一の印刷物等に重複した場合において、掲載することとする広告の順位は、次の各号の順序とし、当該各号のうちにあつては、当該印刷物等の発行等を所管する部（調布市組織条例（昭和46年調布市条例第25号）第1条に規定する部及び教育部をいう。以下同じ。）の長（以下「所管部長」という。）がその都度定める順序とする。

（1） 国，地方公共団体，公社，公団，一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものに係る広告

（2） 前号に掲げるもの以外の法人その他の団体（以下「法人等」という。）のうち、公共的性格のある法人等で、市内に事業所を有するものに係る広告

（3） 前2号に掲げるもの以外の法人等で、市内に事業所を有するものに係る広告

（4） 前3号に掲げるもの以外のものに係る広告

2 前項の規定にかかわらず、所管部長が広告を掲載する印刷物等の発行状況等を勘案し、支障がないと認めるときは、掲載することとする広告の順位を受付順とすることができる。

#### 第5 広告の掲載の位置及び規格

印刷物等に掲載する広告の位置及び規格は、所管部長が定める。

#### 第6 広告掲載料

印刷物等に掲載する広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、広告を掲載する位置及び期間、広告の規格、類似広告の市場価格等を勘案し、印刷物等ごとに所管部長が定めるものとする。

#### 第7 広告の募集

市長は、調布市報及び調布市ホームページにより広告の掲載を希望するもの（以下「広告掲載希望者」という。）を公募するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、次の各号のいずれかの方法により募集をすることができる。

- (1) 第4第1項第1号又は第2号に掲げるものに広告の掲載について案内をする方法
- (2) 公募による応募者の数が募集した数に満たなかった場合において、直接、広告の掲載を依頼する方法
- (3) 広告代理業を営む者（以下「広告代理店」という。）等に広告掲載希望者の募集を依頼する方法

## 第8 広告の申込み

広告掲載希望者は、広告掲載申込書（第1号様式）に広告の原稿又は広告の内容の分かる書類を添付して、市長に申し込まなければならない。

## 第9 広告掲載の決定

市長は、第8の規定により申込みがあったときは、その内容を審査のうえ、広告の掲載の可否を決定するものとする。

- 2 所管部長は、前項の規定による審査に当たり、特に必要があると認めるときは、当該申込みの内容について、第20に規定する調布市広告選定委員会に審査を求めることができる。

## 第10 広告掲載の決定の通知

市長は、第9の規定により広告の掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載決定（却下）通知書（第2号様式）により、第8の規定による申込みをしたものに通知するものとする。

## 第11 広告版下原稿等の提出

第10の規定により広告を掲載する旨の通知を受けたもの（以下「広告主」という。）は、所管部長が指定する日までに、所管部長が指定する仕様により掲載しようとする広告の版下原稿等を提出しなければならない。

- 2 前項に規定する版下原稿等の作成に要する経費は、広告主が負うものとする。

## 第12 広告主の責任

広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

## 第13 広告掲載料の納付

広告主は、広告掲載料を所管部長の指定する期日までに、所管部長の指定する方法で、一括して前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

#### 第14 広告掲載の取消し

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が偽りその他不正な手段により広告の掲載の決定を受けたとき。
- (2) 広告主が第11の規定による版下原稿等の提出をしなかったとき。
- (3) 広告主が第13の規定による広告掲載料の納付をしなかったとき。
- (4) 印刷物等を編集し、又は発行するうえで支障があると認められるとき。

#### 第15 広告掲載料の還付

市長は、広告の掲載を決定した後、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、既納の広告掲載料を還付するものとする。

#### 第16 損害賠償の請求

市長は、広告の掲載に当たり、広告主がその責めに帰すべき理由により市に損害を生ぜしめたときは、広告主に対してその損害額の賠償を請求するものとする。

#### 第17 広告代理店等への業務委託

市長は、広告の掲載に係る業務等を広告代理店等に委託することができる。

- 2 広告代理店等の選定方法、広告代理店等に委託する業務等については、所管部長が定めるものとする。

#### 第18 広告が掲載された物品等の寄附の受入れ

所管部長は、広告が掲載された物品等の寄附の申出があった場合において、当該広告の内容が第3に規定する掲載できる広告の範囲内のものでないときは、当該物品等の寄附を受け入れ、又は寄附を受け入れた当該物品等を市民への配布等を目的として使用してはならない。

2 所管部長は、前項の規定による広告が掲載された物品等の寄附の受入れの可否について、あらかじめ第20に規定する調布市広告選定委員会の審査を受けなければならない。

#### 第19 所管部長が定める基準

所管部長は、第5、第6、第11、第13又は第17第2項の規定により所管部長が定めることとされ、又は指定することとされた事項その他広告の掲載に係る事務の取扱いに必要な事項について、別に基準を定めなければならない。

2 所管部長は、前項の基準を定めようとし、又は変更しようとするときは、あらかじめ調布市広告選定委員会の審査を受けなければならない。

#### 第20 調布市広告選定委員会

印刷物等への広告の掲載に係る事務を適正に処理するため、調布市広告選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審査する。

- (1) 第9第2項の規定による広告の掲載の可否に関する事項
- (2) 第18の規定による広告が掲載された物品等の寄附に関する事項
- (3) 第19の規定により所管部長が定める基準に関する事項

3 委員会は、部の次長で組織する。

4 委員会に委員長及び副委員長を置く。

5 委員長は、行政経営部次長をもって充てる。

6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

7 副委員長は、委員長が指名した委員とする。

8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

9 委員会は、委員長が招集する。

10 委員会の会議は、半数以上の委員の出席をもって成立する。ただし、委員は、やむを得ず委員会を欠席する場合において、代理の者を出席させることができる。

11 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、

委員長の決するところによる。

12 委員長は、委員会の運営上必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

13 所管部長は、委員会に審査を求めるときは、広告の掲載に係る審査依頼書（第3号様式）に関係資料を添付して、行政経営部長に提出しなければならない。

14 委員会の庶務は、行政経営部財政課において処理する。

## 第21 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に新たに印刷物等に掲載する広告に係るものについて適用する。

### 附 則（平成19年3月30日要綱第38号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則（平成20年11月28日要綱第151号）

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。